

(仮称) 奈良県多文化共生推進プラン(案) に対する意見概要と県の考え方

[意見募集期間：令和6年12月26日(木)～令和7年1月27日(月)]

《意見提出状況》

意見提出数 22件

推進プラン(案) 目次		意見概要(要約)	意見に対する県の考え方
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	1. コミュニケーション支援 (1) 行政・生活情報の多言語化 (2) 相談体制の整備・充実	「ならいこ」のような、AIを活用したインストール不要のインターネットサービスを多言語化して導入してはどうか。AIの活用により場所・時間を問わずによくある質問などに多言語で回答し、外国人支援センターなど対面で相談する場合でも予め内容を伝えておくことにより円滑に相談業務を進めることが可能になるのではないかと。 また、奈良県警察安全・安心アプリ「ナポリス」の機能を多言語化し、行政・生活情報へのアクセスを容易にすることにより、外国人県民を狙う犯罪への対応を強化してはどうか。	【ご意見への対応】本プランへの反映は行わず、ご意見として今後の参考にさせていただきます。 【理由】本プランについては、2025(令和7)年度～2027(令和9)年度までの3年間を対象としており、ご提案いただいた、AIを活用した多言語での回答やナポリスの多言語化については、今後の技術進展やコスト等、もう少し状況を見守る必要があると考えるため。なお、低コストで導入が可能な技術については、可能な範囲で取り入れることを引き続き、検討してまいります。 また、外国人を狙う犯罪に対しては、V.2.(2).「②防犯・交通安全の推進」記載のとおり、技能実習生等を対象とした防犯教室を開催等により、意識啓発や情報提供に努めます。
II. 多文化共生に関する奈良県の現状	1. 外国人県民の状況 (1) 奈良県の在留外国人数	外国人県民の定義がないが、文部科学省通知のとおり、在留資格を持たない子どもにも教育を受ける権利があるため、正規の在留資格がない人も含むことを記載してはどうか。 また、難民申請中の人たちの人権保障を、県が推進していく姿勢を明確にしてほしい。	【ご意見への対応】本プランへの反映は行いません。 【理由】本プランにおける、『外国人県民』の定義はP2に記載していますが、在留資格や難民申請の有無にかかわらず、『県内に居住する外国籍を有する人』を対象にするとともに、さらに『国際結婚によって日本国籍を取得した人や、親が外国人である日本国籍の子どもなど、外国にルーツをもつ人』も含めている場合があるとしているため。
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	1. コミュニケーション支援 (1) 行政・生活情報の多言語化 ① 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の効果的な提供	地域や企業・事業所毎の日本語教室設置について、目標とする基準を記載してはどうか。	【ご意見への対応】本プランへの反映は行いません。 【理由】日本語教室の設置につきましては、現在、目標とする基準等は設けておらず、地域の実情に応じ設置することとしているため。
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	1. コミュニケーション支援 (1) 行政・生活情報の多言語化 ② 行政サービス等の多言語化	「② 行政サービス等の多言語化」について、『学校など、県内の行政機関等から要請があった場合は』としているところを、『就学前教育や学校など、県内の行政・教育機関等から要請があった場合は』に変更してはどうか。	【ご意見への対応】本プランへの反映は行わず、ご意見として今後の参考にさせていただきます。 【理由】奈良県多文化共生ボランティア制度の派遣先は、国や地方公共団体、その外郭団体などを対象としており、ご意見にある学校や就学前教育機関も地方公共団体に含まれているため。 なお、就学前教育への支援につきましては、V.2.(1).「③子育て・就学前教育の多文化対応」に記載しています。

推進プラン（案）目次	意見概要（要約）	意見に対する県の考え方
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	1. コミュニケーション支援 (1) 行政・生活情報の多言語化 (2) 行政サービス等の多言語化	『多文化共生ボランティア制度』の後に連絡先を記載してはどうか。  【ご意見への対応】本プランへの反映は行いません。 【理由】本プランは、今後3年間の奈良県域内の多文化共生を推進するための指針という位置づけであり、連絡先の記載についてはその趣旨に適さないと考えるため。 なお、制度の周知については、非常に重要なことと認識しており、国際課ホームページに掲載するほか、会議、イベント等様々な機会を通じて、引き続き周知を図っていきます。
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	1. コミュニケーション支援 (1) 行政・生活情報の多言語化 (2) 行政サービス等の多言語化	高校入試の出願がweb申請となったが、日本語の読み書きが不十分な家庭が、制度のため不利益を被っていることから、高校入試等の多言語化についても推進する旨、記載してはどうか。  【ご意見への対応】ご意見を踏まえ、「このほか、外国人中学生と保護者のための進学説明会の開催なども引き続き行うなど、外国人県民が高校を受検しやすい環境づくりに努めます。」に修正します。 【理由】高校入試の多言語化については、ブラウザの翻訳機能を使用して、Web出願システム上での出願が可能のため、ご意見のような記載はしませんが、外国人県民が高校を受検しやすい環境づくりに努めることは必要と考えているため。 なお、外国人中学生と保護者のための高校進学説明会を開催し、入試制度の説明資料やWeb出願システムのリーフレット等をルビ入りで作成・配付した上で、入試制度や出願方法の周知に努めているほか、Web出願システムでの出願の際には、中学校による丁寧な進路指導も行っています。
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	1. コミュニケーション支援 (2) 相談体制の整備・充実 ① 外国人生活相談体制の整備・充実	現在、県が設置している相談窓口は、外国人や支援者等に知られていないため、周知を目的として、連絡先及び費用が無料であることを記載してはどうか。  【ご意見への対応】ご意見を踏まえ、費用が原則無料である旨を追記します。 【理由】原則無料であることは、一元的相談窓口の利用を進める上で、重要な要因と考えており、その旨を追記しますが、本プランは、今後3年間の奈良県域内の多文化共生を推進するための指針という位置づけであり、連絡先の記載についてはその趣旨に適さないと考えるため、記載しません。 なお、一元的相談窓口について、外国人県民やその支援者等に周知に向け、引き続き、市町村等とも協働して取り組んでいきます。

推進プラン（案）目次	意見概要（要約）	意見に対する県の考え方
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	1. コミュニケーション支援 (3) 日本語教育の推進 ① 日本語学習機会の提供	日本語教室は、公設・NPO運営でも、これまでも公費負担であったことから、原則公費負担で開設する旨を記載してはどうか。
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	1. コミュニケーション支援 (3) 日本語教育の推進 ② 日本語 学習を支える人材の確保	ボランティアも含めた人材の育成を進めるために、連携する関係機関名を具体的に記載してはどうか。
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	2. 生活支援 (1) 子育て・教育の充実 ① 学校での日本語の学習支援	『小中学校での日本語指導教員を配置する』の後に、『最低文科省の基準を達成』を追記してはどうか。
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	2. 生活支援 (1) 子育て・教育の充実 ① 学校での日本語の学習支援	高校入試の帰国生徒等特例措置では、小学校3年以前から日本の学校で学ぶ子どもは、対象外となっている。 また、帰国生徒等特例措置以外で高校に入学した生徒は、取り出し授業の対象外となっている。 高校において、日本語学習が必要な子供たち全員が、日本語指導の対象となるよう、「帰国特例枠のある学校だけでなく、日本語学習が必要とする生徒」に対しても、取り出し授業を実施・充実させる旨、記載してはどうか。

推進プラン（案）目次	意見概要（要約）	意見に対する県の考え方	
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	<p>2. 生活支援</p> <p>(1) 子育て・教育の充実</p> <p>① 学校での日本語の学習支援</p>	<p>『日本語指導の人材を確保するため、教職員の日本語指導研修などの充実を図ります。』を『日本語指導員の人材・育成確保のため、教職員の日本語指導研修などの支援強化・充実を図ります。』に変更してはどうか。</p>	<p>【ご意見への対応】ご意見を踏まえ、「日本語指導に関わる人材の確保や育成のため、教職員等の日本語指導研修などの支援強化・充実を図ります。」に修正します。</p> <p>【理由】日本語の学習支援を今後推進するためには、日本語指導に係る人材の確保が必要であり、そのための育成も合わせて不可欠と考えるため。</p>
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	<p>2. 生活支援</p> <p>(1) 子育て・教育の充実</p> <p>② 不就学のこどもへの対応・就学機会の確保</p>	<p>現状では、初期の日本語指導は、週当たり2日、各2時間が原則だが、渡日当初では、明らかに不十分だと思われる。</p> <p>当初3か月程度は、初めての日本の学校に適応にするため、特化した日本語指導が必要ではないか。先進地に学ぶと、毎日4時間程度の専門的な学習期間が必要ではないか。</p>	<p>【ご意見への対応】本プランへの反映は行わず、ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p> <p>【理由】日本語指導は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、配置している日本語指導教員が行っています。それに加えて、編入から2年までの児童生徒については、非常勤講師を配置し、初期対応を重点的に行っているため。</p>
IV. 多文化共生推進に向けた基本的な考え方	<p>1. 基本方針</p>	<p>歴史認識や現状認識が、多文化共生社会実現には欠かせない。</p> <p>ヘイトスピーチ等が何も問われることなく平然と行われているため、差別や排外、同化や抑圧を規制する川崎市のような条例が必要ではないか。</p> <p>また、教育現場でも、奈良県には「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒への教育指針」があるが、1986年に策定されたもので、現状とはかけ離れていることから、見直しが必要であり、プランの基本方針においても明記される必要があるのではないかと考える。</p> <p>基本方針として、お互いに理解し合い、共生の意識を高めることが必要不可欠であると述べながら、その基本である、歴史認識や現状認識の具体的な方針がなく、各項目の地域づくりに具体性がなく、地域や学校現場での多文化共生社会実現のための方針が必要ではないかと考える。</p>	<p>【ご意見への対応】本プランへの反映は行わず、ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p> <p>【理由】ヘイトスピーチは、悪意をもって特定の集団の人を誹謗・中傷し、社会から排除しようとする人権侵害行為であり、あってはならないものと考えていますが、ご意見の条例の制定について、現時点では課題が多く、慎重に検討していく必要があると考えているため。</p> <p>なお、ヘイトスピーチの解消に向け、引き続き、多文化共生の理解やインターネットの適切な利用等に関する啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関わる教育指針」については、同指針の理念も踏まえながら、2008年に策定した「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン（2019年改訂）」に沿って、引き続き、外国人児童生徒が抱えている諸問題に対する解決に取り組んでおり、現時点で「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関わる教育指針」の見直しの予定はないため。</p>

推進プラン（案）目次	意見概要（要約）	意見に対する県の考え方
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	2. 生活支援 (1) 子育て・教育の充実 ③ 子育て・就学前教育の多文化対応	<p>県は、県立学校へ必要に応じて、通訳を配置する制度を持っており、いくつかの市町村では、小中学校への通訳の配置を実施している。</p> <p>就学前にはないことから、『保育士の加配』の後に通訳の配置も進める旨を追記してはどうか。</p>
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	2. 生活支援 (1) 子育て・教育の充実	<p>海外から転入した子どもは、ほぼ一律に校区の通常の学級に転入学しているが、中には子どもの特性により、特別支援学級や特別支援学校への転入学が望ましい場合もあるが、子どもに適正な教育を受けるための支援制度がない。</p>
	<p>【ご意見への対応】本プランへの反映は行わず、ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p> <p>【理由】現状、保育所等における外国人児童への配慮については、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童のための加配保育士が対応しているものと想定しているため。</p> <p>なお、今後、保育所等に在籍する外国人児童や保護者の人数や現場の課題等、実態把握を行っていく予定であり、その中で必要となる取組を検討していきます。</p> <p>また、奈良県多文化共生ボランティアでは、保護者面談等の際の通訳ボランティアの手配も対象としています。</p>	
	<p>【ご意見への対応】本プランへの反映は行わず、ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p> <p>【理由】障害のある児童生徒の就学先の決定に関して、本人及び保護者の願いや教育目標について話し合いがなされるためには、十分な情報提供や意見交換及び専門家からの意見聴取は必要不可欠なものと考えています。</p> <p>就学に際しての障害の認定や教育相談の実施については、市町村教育委員会がその責務を担っており、就学先の決定については個別に障害の状態等を把握し、実態に応じて通常の学級、特別支援学級、特別支援学校と適切に判断されていると考えているため。</p> <p>なお、県教育委員会としては、特別支援教育担当者連絡協議会等の機会に、市町村教育委員会に対して、本人、保護者に必要な支援ができるように助言を行っているほか、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒に対しては、必要に応じて通訳の配置を行っています。加えて、外国人児童生徒を含むすべての特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、個々の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、教員を対象とした研修を実施したり、市町村教育委員会が実施する研修の支援を行っています。</p> <p>引き続き、障害のある児童生徒及びその家庭に必要な支援については、外国人家庭に十分周知されるよう、市町村教育委員会から市町村福祉等の関係各課へ働きかけるよう、指導していきます。</p>	

推進プラン（案）目次	意見概要（要約）	意見に対する県の考え方
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策 2. 生活支援 (1) 子育て・教育の充実 ④ 学齢を経過した外国人への配慮	7月卒業・9月入学の学校制度の国から、7月に中学相当の学校を卒業した子どもが渡日してきた場合、日本の学校に入学することなく、高校の入学試験を受けざるを得ない。夜間中学だけでなく、昼の中学校でも、高校進学を希望する海外の子どもの編入学を認める制度が必要ではないか。 形式卒業の者や外国で義務教育を終えているが高校進学等で日本語学習が必要な者等も公立の夜間中学校での受入れを進める旨、追記してはどうか。	<b>【ご意見への対応】</b> 本プランへの反映は行いません。 <b>【理由】</b> ご意見のような場合、市町村教育委員会において、就学相談等により、本人の日本語能力・学習状況等に応じた学年への編入学を実施しているため。
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策 2. 生活支援 (1) 子育て・教育の充実 ⑤ 多文化共生の考え方に基づく教育の推進	「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関わる教育指針」が、1986年に策定されたことにより、在日朝鮮人教育を推進するために貢献してきた。 しかし、新たに渡日する児童生徒が増えているにも関わらず、この指針は改定されていない。言葉や在留資格など新たな問題が増えていることから、在日韓国朝鮮人児童生徒に限定した旧の指針を改定し、新たに外国人教育方針を策定してはどうか。	<b>【ご意見への対応】</b> 本プランへの反映は行わず、ご意見として今後の参考にさせていただきます。 <b>【理由】</b> 「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関わる教育指針」については、同指針の理念も踏まえながら、2008年に策定した「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン（2019年改訂）」に沿って、引き続き、外国人児童生徒が抱えている諸問題に対する解決に取り組んでおり、現時点で「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関わる教育指針」の見直しの予定はないため。
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策 2. 生活支援 (2) 災害時の支援など安全の確保 ② 防犯・交通安全の推進	外国人を犯罪者扱いは、ヘイトスピーチといえるが、これらの項目も書きようによってそうなる可能性があり、「外国人県民を対象とした犯罪」も微妙な表現だと思われる。 日本人と外国人とを分けて、防犯・交通安全を語る事が、「多文化共生推進」につながると思えない。全文の検討が必要では。 また、警察等のサービスでの多言語化を記述してはどうか。	<b>【ご意見への対応】</b> 本プランへの反映は行いません。 <b>【理由】</b> 本項目につきましては、外国人県民が犯罪被害にあったり、交通事故に巻き込まれることがないよう、外国人県民を対象とした防犯教室や交通安全教室の開催を進める旨、記載しているもので、外国人を犯罪者として扱っているものではないため。 また、警察等サービスの多言語化については、V. 1. (1) ② 行政サービス等の多言語化に記載の、「外国人県民が行政機関を訪問した際に、コミュニケーションに支障が生じないよう、支援に取り組む」としており、警察も行政機関に含まれているため。

推進プラン（案）目次	意見概要（要約）	意見に対する県の考え方	
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	3. 地域での活躍支援 (1) 就業支援 ② 留学生等の県内企業・事業所等での就業促進	<p>県内高校での外国人生徒向けの進路ガイダンスについて、現状認識の記述が必要ではないか。</p> <p>在日外国人の就職差別が問題になったのは、1970年代以降で、その後さまざまな運動があった。県外教は設立時期から、進路セミナーを実施し、近年では、高人教、高進協との三者で実施している。それをどう充実させるかが課題ではないか。</p> <p>進路ガイダンスは、県から奈良県外国人教育研究会に委託された事業として、毎年実施され、今年で30回目。進路指導については、解放運動とも連携し、長い歴史をもつため、この辺のことを押さえた記述にすべきではないか。</p>	<p>【ご意見への対応】本プランへの反映は行わず、ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p> <p>【理由】本プランは、今後3年間の奈良県域内の多文化共生を推進するための指針という位置づけであることから、ご意見いただいた進路ガイダンスについての現状認識の記述は行いませんが、県内高校での外国人生徒向けの進路ガイダンスについての歴史や現状に関するご意見については、担当課も含め、認識したところです。</p> <p>なお、これまでの各機関の取組や歴史に鑑み、誰もが地域で活躍できる地域づくりを目指し、県内高校を卒業した外国人県民の県内企業・事業所等での就業促進を図っていきます。</p>
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	3. 地域での活躍支援 (1) 就業支援 ② 留学生等の県内企業・事業所等での就業促進	<p>「留学」や「家族滞在」といった在留資格人の就労についての相談窓口が必要ではないか。</p>	<p>【ご意見への対応】本プランへの反映は行わず、ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p> <p>【理由】「留学」や「家族滞在」といった在留資格の方の就労については、ハローワーク奈良において対応しているほか、大阪外国人雇用サービスセンター等でも相談を受け付けているため。</p>

推進プラン（案）目次	意見概要（要約）	意見に対する県の考え方
V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策	3. 地域での活躍支援 (3) 地域社会での活動支援 ①☒文化共生の意識啓発・醸成 ② 地域社会での交流活動への支援	<p>【ご意見への対応】ご意見を踏まえ、V.3.(3).「①多文化共生の意識啓発・醸成」について、「本県では、基本的人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、市町村とともに「豊かな人権文化の創造」を目指し、多文化共生の意識啓発に係る取組を県内各地で行っています。その中で外国人県民に対するヘイトスピーチがおこらない環境づくりを進めています。また、毎年開催している「なら・ヒューマンフェスティバル」では、地域で活動している様々な団体などと連携・協力し、人権啓発に関する情報発信等に取り組んでいます。こうした取組を引き続き進めるとともに、」と追記します。</p> <p>【理由】多文化共生に係る意識啓発を進めていくことは必要不可欠であり、「差別をなくす強調月間」や「なら・ヒューマンフェスティバル」がこれまで果たしてきた役割は大きく、あらためてその旨も含め、記載することが意識啓発の推進に重要と考えるため。</p> <p>また、『NPOなどの在住外国人支援団体』については、『VI. 推進体制』にも記載していますが、当プランに基づき、多文化共生施策を着実に推進していくためには、当プランの趣旨・内容の周知に努めるとともに、行政だけでなく、県民やNPOなども含め、それぞれが役割を認識し、相互に連携・協働しながら取り組んでいくことが不可欠と考えており、引き続きこれまで外国人の支援に取り組まれてきたNPOの方々とも、協力・連携していきます。</p>

意見募集結果公表期間：令和7年3月7日（金）～令和7年4月7日（月）

（問合せ先）

奈良県 知事公室 国際課 多文化共生係

TEL：0742-27-8477